

株 主 各 位

福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1
株式会社 幸楽苑ホールディングス
代表取締役社長 新井田 昇

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年6月23日（木）午後5時までに到着するようご送付くださるか、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ当社の指定するウェブサイトより2022年6月23日（木）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 福島県郡山市中町10番10号
郡山ビューホテルアネックス 4階
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 株主総会の目的事項
報告事項
 1. 第52期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第52期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 取締役（社外取締役を含む。）に対するストック・オプションとしての報酬額及び内容決定の件
4. 招集にあたっての決定事項
議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://hd.kourakuen.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、法令及び定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://hd.kourakuen.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1)同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード※1をスマートフォン等※2でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください(議決権行使コード(ID)およびパスワードのご入力不要です)。
- (2)「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要があります。

2. 議決権行使コード(ID)・パスワード入力による方法

- (1)当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード(ID)およびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。
- (2)議決権行使コード(ID)およびパスワード(株主様に変更されたものを含みます)は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (3)パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社(株主名簿管理人)よりおたずねすることはありません。
- (4)パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1)議決権の行使期限は**2022年6月23日(木曜日)午後5時00分**となっております。行使期限内に当社(株主名簿管理人)に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2)議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (3)インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4)インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル**0120-768-524**(平日 9:00～21:00)

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取れるアプリケーション(または機能)が導入されている必要があります。

インターネットの手段を用いた株主総会への参加に関するご案内

1. インターネットの手段を用いた株主総会への参加とは

(1) 本総会におきましては、当日会場にご来場いただけない株主様にも、インターネットの手段を用いて株主総会にご参加いただけますよう、当日の状況を映像と音声でライブ配信いたします。

※事前に議決権行使をされた場合も、当日のライブ配信をご覧ください。

(2) インターネットの手段を用いた株主総会への参加は、法的には株主総会へ「出席」したものと取り扱わない点、ご承知おきください。

(3) ご使用のパソコン、スマートフォンのシステムや通信環境等によっては、ライブ配信の画像や音声が乱れる、視聴できない等の不具合が生じる場合がありますので、予めご了承ください。

(4) ご覧ください場合の通信料金等は、株主様のご負担となります。

2. 参加方法（ライブ配信システムへのログイン方法）

(1) パソコン

① 以下のURLへアクセスしてください。

<https://vgm.smart-portal.ne.jp>

② 本定時株主総会招集ご通知に同封の、「第52期定時株主総会 ライブ配信のお知らせ」に掲載しております「ID」と「Password（パスワード）」を入力後、ログインボタンをクリックしてください。

(2) スマートフォン

本定時株主総会招集ご通知に同封の、「第52期定時株主総会 ライブ配信のお知らせ」に掲載しておりますQRコード※1をスマートフォン等※2で読み取ることでアクセスできます。

3. コメントの送信方法・取扱い

ライブ配信にご参加の株主様は、株主総会当日、議長が指定する時間内に、次の手順でコメントを送信することができます。

※なお、本コメントは会社法上、株主様に認められている「質問」にはなりません。

(1) パソコン

ライブ配信画面の右上に「第52期定時株主総会へのメッセージ」欄がございます。メッセージをご入力の上、送信ボタンをクリックしてください。

(2) スマートフォン

画面フッターの「メッセージ」部分をタップいただくと「第52期定時株主総会へのメッセージ」画面に遷移しますので、メッセージをご入力の上、送信ボタンをタップしてください。

4. システム環境について（ログイン後のトップ画面にて事前にテスト視聴が可能です）

株主総会当日のライブ配信をご覧くださいためのシステム環境に関するご留意事項を以下のとおりご案内いたします。

(1) パソコン

OS：Windows10

ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox の最新バージョン、Internet Explorer11※3

(2) スマートフォン・タブレット

① iPhone、iPad

OS：iOS12 以上

ブラウザ：Safari、Google Chrome の最新バージョン
②Android (Tablet 含む)
OS：Android 7 以上
ブラウザ：Google Chrome の最新バージョン

5.その他ご留意事項

- (1)ライブ配信にご参加の株主様は、株主総会当日、議場での採決に参加して議決権行使を行うことはできませんので、事前に行使いただきますようお願い申し上げます。
- (2)株主総会当日、総会会場にご来場いただいた株主様の容姿はライブ配信しないよう配慮いたしますが、やむを得ず映りこむ場合もございます。予めご了承ください。
- (3)万一、何らかの事情によりライブ配信を行わない場合は、当社ウェブサイト (<https://hd.kourakuen.co.jp/>) にてお知らせいたします。

6.お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部までお問い合わせください。

【インターネットの手段を用いた株主総会への参加方法等に関するお問い合わせ先】
フリーダイヤル**0120-288-324**(平日 9：00～17：00)

- ※1.「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- ※2.QRコードを読み取るアプリケーション(または機能)が導入されている必要があります。
- ※3.互換モードでは動作しません。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により厳しい状況にあり、依然として先行きが不透明な状況で推移いたしました。

外食産業におきましては、2021年4月から断続的に緊急事態宣言の発出及びまん延防止等重点措置の適用で営業時間短縮及び外出自粛による来店客減少の影響を受け売上が減少し、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような経済環境の中、当社グループは、イートイン中心の外食産業からDX（デジタルトランスフォーメーション）を活用した総合食品企業への変革を目指し「デリバリー、テイクアウト等の中食産業での売上割合を高める施策」や「クレジットカード決済店舗の拡大及び各種電子マネーによる非接触決済の導入によるキャッシュレス決済の推進」等の施策を押し進めてまいりました。更に、外食業界横断一大プロジェクト「#外食はチカラになる」に参画し、各種キャンペーンを実施したほか、「崑伝らーめん」、「クリーミー濃厚鶏白湯らーめん」等の復活販売や11月に放送されたテレビ番組「ジョブチューン」の企画への参加により売上増強に努めるとともに、固定費管理の徹底等によるコスト削減に積極的に取り組み、収益性の向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は25,023百万円（前年同期比5.8%減）、営業損失2,045百万円（同営業損失1,729百万円）、経常利益1,452百万円（同経常損失969百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は374百万円（同親会社株主に帰属する当期純損失841百万円）となりました。

また、当連結会計年度末のグループ店舗数は、440店舗（前年同期比14店舗減）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

① ラーメン事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による限定営業の影響を受けながらも、ラーメン事業においては、「中華そば」、「中華そばプレミアム」、「餃子極」のコアメニューに加えて、「缶詰らーめん」「クリーミー濃厚鶏白湯らーめん」「ゆず塩野菜らーめん」「キャベツたっぷりの幸楽苑やきそば」「雪見だいふくmeets塩らーめん」「パニックde餃子with雪見&コアラのマーチ」「たっぷり野菜のロカボスープ」「餃子ドック」等の期間限定商品を随時投入しました。また、ラーメン店舗に併設している「からあげ家」は、2019年6月福島県郡山市の「幸楽苑コスモス通り店」に初出店し、当連結会計年度末で100店舗となりました。

店舗展開につきましては、「幸楽苑since1954+幸楽苑のからあげ家」に2店舗、「幸楽苑の家系らーめんトラック野郎since2021」に2店舗業態転換いたしました。店舗数は、直営店395店舗（前年同期比16店舗減）となり、業態別には「幸楽苑」390店舗、「KOURAKUEN THE RAMEN CAFE」1店舗、「幸楽苑since1954+幸楽苑のからあげ家」2店舗、「幸楽苑の家系らーめんトラック野郎since2021」2店舗となりました。

この結果、売上高は22,519百万円（前年同期比4.5%減）となりました。

② その他の事業

その他の事業は、フランチャイズ事業（ラーメン業態のフランチャイズ展開）、その他外食事業（洋和食業態の店舗展開）を行っております。

フランチャイズ事業につきましては、店舗数は17店舗（国内12店舗、海外5店舗）となりました。その他外食事業につきましては、創業以来初の餃子バル業態である「餃子の味よし」に1店舗、「餃子食堂」に2店舗、「焼肉ライク」に2店舗、「VANSAN」に1店舗業態転換し、「焼肉ライク」直営店12店舗、「からやま」直営店7店舗、「赤から」直営店5店舗、「餃子の味よし」1店舗、「餃子食堂」2店舗、「VANSAN」1店舗となりました。

この結果、売上高は2,504百万円（前年同期比16.3%減）となりました。

事業セグメント別売上高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	前期比
ラ ー メ ン 事 業	百万円 23,575	% 88.7	百万円 22,519	% 90.0	百万円 △1,055	% △4.5
そ の 他 の 事 業	2,990	11.3	2,504	10.0	△486	△16.3
合 計	26,565	100.0	25,023	100.0	△1,542	△5.8

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資額の総額は、1,026百万円であります。その主なものは、次のとおりであります。

①ラーメン事業	680百万円・工場設備	6百万円
	・既存店改装等	673百万円
②その他の事業	215百万円・既存店改装等	215百万円
全社（共通）	130百万円・工具器具備品等	130百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、財務体質の強化及び資本効率の維持・向上を図るため、金融機関より資本性劣後ローン1,000百万円を調達いたしました。

なお、今般の資本性劣後ローンは、新型コロナウイルスの影響を受けた期間の運転資金及びウィズコロナを見据えた設備投資等に充当しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境と中長期的な経営戦略を踏まえ、イトイン中心の外食産業からデジタルTechを活用した総合食品企業への変革を推進してまいります。

なお、当連結会計年度末日現在において当社グループが投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

①当社グループの事業展開について

当社グループは、ラーメン事業への依存度が高いことから、国内外の景気の悪化・低迷や電力供給事情の悪化により店舗営業に支障をきたした場合等の外的要因、あるいは、当社グループ固有の問題発生等により、当該事業の展開に何らかの支障が生じた場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、店舗の商圈が隣接するようなドミナント出店方式を継続し、出店地域のマーケットシェアを高めていく方針であります。しかしながら、ラーメン事業が「幸楽苑」の単一ブランドであることと、出店エリアが東北・関東に集中していることで、消費者嗜好の変化や自社競合の発生等により、営業戦略を変更する可能性があります。

②自然災害について

当社グループの営業店舗や工場所在地を含む地域において、大規模な地震や洪水、台風等の自然災害が発生した場合、店舗・工場設備の損壊、社会インフラ・物流の寸断等の理由から、正常な店舗営業が困難となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③借入金の財務制限条項について

当社が取引金融機関との間で締結している借入契約には、財務制限条項が付されております。これに抵触した場合、貸付人の請求があれば同契約上の期限の利益を失うため、直ちに債務の弁済をするための資金確保が必要となり、当社グループの財政状態及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、2020年2月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大以降、緊急事態宣言の発出等の影響を受けて売上が減少しております。当連結会計年度において売上高は前年同期比でほぼ横ばいで推移し、継続して営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況に対して、イトイン以外での商品提供の拡充、価格改定の実施及び固定費の削減等を実施することにより営業損失を解消させる計画であるとともに、2022年3月31日時点で、総額40億円のコミットメントライン契約を行い、十分な運転資金を確保していることから、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと判断しております。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 49 期 2019年3月期	第 50 期 2020年3月期	第 51 期 2021年3月期	第 52 期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売 上 高 (百万円)	41,268	38,237	26,565	25,023
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	1,587	823	△969	1,452
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 又 は 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	1,009	△677	△841	374
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	67.83	△45.03	△55.99	24.87
総 資 産 (百万円)	18,256	15,356	17,198	14,143
純 資 産 (百万円)	4,962	3,933	3,163	3,606

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 幸 楽 苑	百万円 10	100.0 %	飲食店の運営 (国内直営事業)

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(14) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	1,850 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	945
株 式 会 社 東 邦 銀 行	745
株 式 会 社 大 東 銀 行	303
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	190

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
(2) 発行済株式の総数 15,380,577株 (自己株式1,394,264株を除く。)
(3) 株主数 23,732名 (前期末比3,229名増)
(4) 単元株式数 100株
(5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ラ ニ ケ ア コ ー ポ レ ー シ ョ ン	2,209,198 株	14.3 %
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,289,500	8.3
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	601,400	3.9
日 東 富 士 製 粉 株 式 会 社	445,830	2.8
株 式 会 社 東 邦 銀 行	401,360	2.6
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 E 口)	337,600	2.1
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	337,000	2.1
株 式 会 社 大 東 銀 行	266,825	1.7
ア リ ア ケ ジ ャ パ ン 株 式 会 社	156,070	1.0
幸 楽 苑 従 業 員 持 株 会	144,797	0.9

(注) 持株比率については、自己株式(1,394,264株)を控除して算出しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況
新井田 昇	代表取締役社長		株式会社幸楽苑 代表取締役社長
渡辺 秀夫	常務取締役	内部監査室長	株式会社幸楽苑 取締役
星野 剛	取 締 役	商品開発室長	株式会社幸楽苑 取締役
岩瀬 香奈子	社外取締役		株式会社アルーシャ代表取締役 株式会社プレステージ・インターナショナル社外取締役
小河原 佳子	社外取締役		武蔵丘短期大学健康生活科健康栄養専攻教授
熊谷 直登	常勤監査役		
飯塚 幸子	社外監査役		株式会社幸楽苑 監査役 株式会社ラウレア 代表取締役 株式会社 BeeX 社外監査役 ネットワンシステムズ株式会社社外監査役
金 武 偉	社外監査役		ミッション・キャピタル株式会社 代表取締役 マンティス・アクティビスト投資1号株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役岩瀬香奈子氏及び小河原佳子氏の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役飯塚幸子氏及び金武偉氏の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役岩瀬香奈子氏、小河原佳子氏及び監査役飯塚幸子氏、金武偉氏の4氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役飯塚幸子氏は、公認会計士として長年の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役金武偉氏は、国内外の企業の経営に長年携わり、豊富な経験と幅広い経験を有するものであります。
6. 2021年6月1日付で、以下のとおり一部取締役の地位及び担当が変更となりました。

氏 名	変 更 前		変 更 後	
	地 位	担 当	地 位	担 当
渡辺 秀夫	常務取締役	内部監査室長	常務取締役	
星野 剛	取 締 役	広報・IR部長 兼通販事業部長 兼外販事業部長	取 締 役	内部監査室長

7. 2021年9月1日付で、以下のとおり一部取締役の地位及び担当が変更となりました。

氏 名	変 更 前		変 更 後	
	地 位	担 当	地 位	担 当
渡辺 秀夫	常務取締役		常務取締役	内部監査室長
星野 剛	取 締 役	内部監査室長	取 締 役	商品企画部長

8. 2021年11月3日付で、以下のとおり一部取締役の地位及び担当が変更となりました。

氏名	変更前		変更後	
	地位	担当	地位	担当
星野 剛	取締役	商品企画部長	取締役	商品開発室長

9. 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任時の地位	退任日	退任理由
新井田 傳	代表取締役会長	2021年6月18日	任期満了
中畑 裕子	社外取締役	2021年6月18日	任期満了
小澤 良介	社外取締役	2021年6月18日	任期満了

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意または犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払の対象外としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬限度額の範囲内で決定されております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

本方針につきましては、取締役会の決議により、以下のとおり決定しております。

イ 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等並びに非金銭報酬として、取締役の報酬と当社の業績及び企業価値との連動制をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として株式給付信託を導入している。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度である。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となる。

二 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。取締役会（委任を受けた代表取締役社長）は示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年6月15日開催の第37回定時株主総会において年額216,000千円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2007年6月15日開催の第37回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は3名です。

また、業績連動型株式報酬制度の導入は、2019年6月21日開催の第49期定時株主総会において決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役（社外取締役及び監査役を除く）の員数は3名です。

業績連動型株式報酬の額の算定方法は、連結会計年度毎に、役員株式給付規程に基づいた取締役（社外取締役を除きます。）毎に定めたポイントに業績達成度に応じた評価係数を乗じたポイントを決定しております。

業績連動報酬に係る指標については、成長に向けた投資や株主還元の出発点となる分かり易い指標として、業績の最終結果を表す連結上の親会社株主に帰属する当期純利益を採用しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長新井田昇がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

上記の委任を受けた代表取締役社長は、②に記載の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

代表取締役社長が、上記事項に基づき委任された権限の範囲内で決定していることから、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると、取締役会は判断しております。

なお、当社の経営状況に精通しており、各取締役の業務執行状況を把握していることから、代表取締役社長に決定の権限を委任しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	123,413 (10,700)	111,083 (10,700)	- (-)	12,330 (-)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	13,200 (8,400)	13,200 (8,400)	- (-)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年額216,000千円であります（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。
(2007年6月15日開催の第37期定時株主総会決議)
3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額30,000千円であります。
(2007年6月15日開催の第37期定時株主総会決議)
4. 非金銭報酬等は、取締役（社外取締役除く）3名に対して、業績連動型株式報酬制度として、当事業年度に計上した株式給付引当金繰入額12,330千円であり、実際の支給額とは異なります。この業績連動型株式報酬制度については、株主総会において、役員の将来給付する株式の取得資金として、当社が信託に提出する資金は3事業年度で500,000千円を上限とすること、給付の対象となる当社株式は3事業年度当たり188,700株を上限とすることが決議されています。
(2019年6月21日開催の第49回定時株主総会決議)
5. 非金銭報酬等については、「② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」及び「③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載の方針等に沿って決定しております。なお、当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は「(9) 財産及び損益の状況の推移」に記載の通りです。
6. 当事業年度末日現在の人員は取締役5名、監査役3名であります。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動内容

氏 名	地 位	活 動 の 内 容
岩 瀬 香奈子	社外取締役	社外取締役就任後に開催の取締役会15回開催中15回出席し、会社経営者としての幅広い見識に基づき、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。
小河原 佳 子	社外取締役	社外取締役就任後に開催の取締役会15回開催中14回出席し、大学教授としての食の安全・安心と食育に関する幅広い見識に基づき、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。
飯 塚 幸 子	社外監査役	当事業年度開催の取締役会については20回開催中20回出席し、監査役会については13回開催中13回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。
金 武 偉	社外監査役	当事業年度開催の取締役会については20回開催中19回出席し、監査役会については13回開催中12回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。

④ 責任限定契約の内容の概要

氏 名	地 位	内 容 の 概 要
岩 瀬 香奈子	社外取締役	当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める額を限度とする契約を締結しております。
小河原 佳 子	社外取締役	当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める額を限度とする契約を締結しております。
熊 谷 直 登	常勤監査役	当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める額を限度とする契約を締結しております。
飯 塚 幸 子	社外監査役	当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める額を限度とする契約を締結しております。
金 武 偉	社外監査役	当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める額を限度とする契約を締結しております。

- ⑤ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を、会社法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬 | 49百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 49百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況等を確認したうえで、報酬見積りの算出根拠等が適正であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任の旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

(5) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者の当該処分に係る事項

該当事項はありません。

(6) 過去2年間に業務停止の処分を受けた者に関する事項

該当事項はありません。

(7) 当該事業年度中の辞任または解任についての状況

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役及び従業員に伝えることにより、法令等を遵守（以下、「コンプライアンス」という。）し、公正かつ適切な企業活動の実現と社会との調和を図るものとする。
 - ロ 当社及び子会社の事業活動または取締役及び従業員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、速やかに通報窓口である外部顧問弁護士に報告・通報する体制を確立する。この体制には、従業員が直接法令違反の疑義がある行為等を匿名で通報できることを保障するコンプライアンス・ホットラインも含まれる。
 - ハ 上記ロの内部通報があった場合、人事部内に設置した内部通報事務局は、内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発と重要性の高い問題については、人事評議会に付議し、審議結果を取締役会及び監査役会に報告する。
 - ニ 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。
 - ホ 内部監査の結果、コンプライアンスの状況等につき、取締役会に定期的に報告する。
- ② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ 取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。
 - ロ 当社の取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、文書管理規程により、速やかに、これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - ハ 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告する。また、当社の取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、文書管理規程により、速やかに、これらの文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ 業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うために、リスク管理規程に基づき、全社的なリスク管理体制を整備する。
 - ロ リスク管理規程により、リスクカテゴリー毎の具体的な対応策及び予防措置の検討を行う。
 - ハ 不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。
 - ニ 内部監査室は、当社及び子会社各部署の日常的なリスク管理の状況を監査する。
 - ホ 内部監査の結果、リスク管理の状況等につき、当社の取締役会に定期的に報告する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、当社の取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、決裁に関する職務権限規程において、担当役員決裁、社長決裁等の決裁権限を定め、社長決裁事項に関しては、定期的に開催している経営会議（取締役等で構成）にて審議の上、執行決定を行う。
また、子会社の取締役会においても、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて開催するものとする。さらに、当社及び子会社の役員で構成される関係会社連絡会を開催し、業績及び各部門の業務進捗管理並びに業務執行状況について検討を行い、適切な対応を実施する。
 - ロ 取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、業務分掌規程において当社及び子会社各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- イ グループ各社全体の内部統制を担当する部署を内部監査室とし、他の内部統制主管部及びグループ各社の業務を所管する事業部と連携し、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。
 - ロ 内部監査室は、グループ各社の業務を所管する事業部と連携して、グループ各社における内部統制の状況を把握し、必要に応じて改善等を指導する。

- ハ 内部監査室は、グループ各社に対する内部監査を実施する。
 - ニ 内部監査室は、グループ各社の内部統制の状況について、年1回及び必要と判断する都度、当社取締役会に報告する。
- ⑥ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ 内部監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
 - ロ 監査役より監査役の職務を補助することの要請を受けた内部監査室の室長及び室員は、その要請に関して、その職務にあたっては、監査役の指示にのみ従い、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 当社及び子会社の取締役及び従業員は、当社の監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。
 - ロ 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、当社の監査役会への迅速な報告体制を確保するものとする。
 - ハ 上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。
- ⑧ 監査役 of 職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- 監査役 of 職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役 of 職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じるものとする。
- ⑨ その他監査役会 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制整備

イ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び子会社は、反社会的勢力排除に向け、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない。

ロ 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応統括部署は人事部とし、所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関とともに連携し、組織的に対応する。また、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

イ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を開催するとともに、常勤の取締役及び監査役を構成員とする経営会議を毎週開催し、取締役会付議事項の審議や月次業績のレビューを行っております。また、経営会議においては、コンプライアンスやリスク管理に関する事項についても、必要に応じて随時協議しております。

ロ 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社取締役は当社子会社の取締役を兼務し、月次業績や重要事項の審議について確認し、当社取締役会にて適切に報告しております。

ハ 監査を支える体制については、監査役を補助するスタッフ1名を監査役の要請に基づき選任しております。また、監査役会は、代表取締役、会計監査人及び内部監査室との会合を定期的に実施するとともに、常勤監査役は、経営会議等の重要な会議に出席しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社グループは、2021年5月27日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」という。）に基づき、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保・向上の観点から、買収防衛策の内容一部変更及び継続を目的とした「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本対応策」という。）の継続について決議し、2021年6月18日開催の当社第51期定時株主総会における承認を得て継続しております。

① 会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーの方々との信頼関係を理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの概要

当社では、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させるため、中期経営計画の達成に向けてグループ全社を挙げて取り組んでおります。この中期経営計画の骨子は、次のとおりであります。

- イ 既存店舗の利益改善と新幸楽苑モデルの開発
- ロ 新幸楽苑モデルの海外展開と新業態のグループ化
- ハ 新工場の建設に伴う外販事業の拡大
- ニ 財務体質の強化
- ホ コーポレートガバナンス重視経営

また、長期数値目標値として、経常利益率10%、自己資本利益率（ROE）10%、自己資本比率50%以上の実現と継続を掲げ、経営効率の改善に努めてまいります。

③ 本対応策の概要

イ 本対応策の対象となる当社株式の買付

本対応策の対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、または既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為（以下、「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」という。）とします。

□ 大規模買付ルールの概要

大規模買付者は、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただき、当社はこの意向表明書の受領後、大規模買付者から当社取締役会に対して、当社の株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」という。）の提出を求めます。

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間を設定し、当社取締役会は独立委員会による勧告を受ける他、適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。

ハ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は例外的に当社株主の皆様の利益を守るために適切と判断する対抗措置を講じることがあります。

ニ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令により認められる措置（以下、「対抗措置」という。）を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。

④ 対抗措置の合理性及び公平性を担保するための制度及び手続

イ 独立委員会の設置

当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置しております。

□ 対抗措置発動の手続

対抗措置をとる場合には、独立委員会は、大規模買付情報の内容等を十分勘案した上で対抗措置の内容及びその発動の是非について当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

ハ 対抗措置発動の停止等について

対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらためて独立委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止または変更などを行うことがあります。

⑤ 本対応策の有効期間

本対応策の有効期間は、2024年6月に開催予定の定時株主総会終結時まででありませぬ。

⑥ 本対応策に対する当社取締役会の判断及びその理由

イ 本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

当社の財務・事業方針の決定を支配する者の在り方は、当社の実態を正確に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならぬという観点から、本対応策は、大規模買付者が当社の支配者として相応しい者であるか否かを判別するためのシステムとして構築しました。本対応策により、当社取締役会は、大規模買付者は、当社の正確な実態を理解しているか、当社の経営資源をどのように有効利用する方針なのか、これまでの当社とステークホルダーの関係にどのような配慮をしているか、これらを踏まえ当該大規模買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるようになるのか等を検討することで当社の支配者として相応しいか否かの判別をし、そのプロセス及び結果を投資家の皆様に開示いたします。

ロ 本対応策が当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し向上させることを目的に作成したものです。当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しております。

ハ 本対応策が当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

買収防衛策を導入することは、得てして取締役（会）の保身と受取られる可能性のある意思決定事項であることは承知しております。そのため、このような疑義を生じさせないため、本対応策の効力発生は株主総会での承認を条件としておりますし、本対応策の継続または廃止に関しましても株主総会の決定に従います。さらに、当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも取締役会の恣意性を排除するために外部者により構成する独立委員会のシステムを導入しております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する配当方針を重要政策のひとつと考えており、会社の競争力を維持・強化して、株主資本の拡充と同利益率の向上を図るとともに、配当水準の向上と安定化に努める方針であります。内部留保による資金は、新規店舗出店に充当することを予定しており、将来的には収益性の向上を図り利益還元を行う予定であります。

なお、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当等を決定する機関は、会社法第459条の規定に基づき取締役会であります。

また、当事業年度の剰余金の配当については、2020年2月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による減収状況を鑑み、誠に遺憾ながら無配といたしました。

(注) 本事業報告の記載金額及び持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資産の部)			(負債の部)		
I 流動資産			I 流動負債		
1 現金及び預金		1,179,750	1 買掛金		731,524
2 売掛金		422,117	2 短期借入金		1,000,000
3 棚卸資産		250,448	3 一年内返済長期借入金		1,088,778
4 未収入金		890,530	4 リース債務		432,191
5 その他		418,722	5 未払金		947,695
流動資産合計		3,161,569	6 未払費用		852,793
			7 未払法人税等		268,169
II 固定資産			8 未払消費税等		92,843
1 有形固定資産			9 店舗閉鎖損失引当金		33,995
(1) 建物及び構築物	12,747,472		10 転貸損失引当金		9,330
減価償却累計額	△8,713,176	4,034,296	11 その他		163,639
(2) 機械装置及び運搬具	844,979		流動負債合計		5,620,962
減価償却累計額	△672,939	172,039	II 固定負債		
(3) 土地		1,363,012	1 長期借入金		2,415,456
(4) リース資産	7,583,711		2 リース債務		940,395
減価償却累計額	△5,849,785	1,733,926	3 退職給付に係る負債		283,105
(5) 建設仮勘定		46,200	4 転貸損失引当金		12,903
(6) その他	801,465		5 役員株式給付引当金		12,330
減価償却累計額	△567,591	233,873	6 資産除去債務		660,083
有形固定資産合計		7,583,349	7 その他		591,257
2 無形固定資産			固定負債合計		4,915,530
(1) 借地権		80,303	負債合計		10,536,493
(2) その他		100,184	(純資産の部)		
無形固定資産合計		180,488	I 株主資本		
3 投資その他の資産			1 資本金		2,988,273
(1) 投資有価証券		148,825	2 資本剰余金		3,084,016
(2) 敷金及び保証金		1,524,707	3 利益剰余金		△27,274
(3) 繰延税金資産		676,495	4 自己株式		△2,394,033
(4) その他		869,398	株主資本合計		3,650,981
貸倒引当金		△1,380	II その他の包括利益累計額		
投資その他の資産合計		3,218,046	1 その他有価証券評価差額金		4,791
固定資産合計		10,981,884	2 退職給付に係る調整累計額		△48,812
			その他の包括利益累計額合計		△44,020
資産合計		14,143,453	III 非支配株主持分		—
			純資産合計		3,606,960
			負債及び純資産合計		14,143,453

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 売上	25,023,831
II 売上原価	7,048,242
III 売上総利益	17,975,588
III 販売費及び一般管理費	20,021,064
IV 営業損失	2,045,475
IV 営業外収益	
1 受取利息	11,213
2 受取配当金	2,800
3 固定資産賃貸料	435,989
4 新型コロナウイルス感染症による助成金	3,569,717
5 その他	125,998
V 営業外費用	
1 支払利息	76,595
2 固定資産賃貸費用	394,924
3 シンジケートローン手数料	83,876
4 その他	92,178
経常利益	647,575
VI 特別利益	1,452,667
1 固定資産売却益	461
2 収用補償金	38,240
3 賃貸不動産売却益	74,493
4 その他	18,591
VII 特別損失	
1 固定資産廃棄損失	35,405
2 減損損失	183,644
3 その他	62,354
税金等調整前当期純利益	281,404
法人税、住民税及び事業税	248,160
法人税等調整額	680,883
当期純利益	929,043
非支配株主に帰属する当期純利益	374,006
親会社株主に帰属する当期純利益	—
	374,006

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1 現金及び預金	340,171	1 買掛金	731,524
2 売掛金	772,033	2 短期借入金	1,000,000
3 棚卸資産	141,473	3 一年以内返済長期借入金	1,088,778
4 前払費用	358,273	4 リース債務	102,059
5 未収金	1,015,159	5 未払金	533,861
6 その他流動資産	528,968	6 未払費用	312,793
流動資産合計	3,156,080	7 未払法人税等	28,360
		8 未払消費税等	37,036
II 固定資産		9 預り金	13,103
1 有形固定資産		10 前受収益	57,379
(1) 建物	4,433,691	11 店舗閉鎖損失引当金	33,995
(2) 構築物	696,844	12 転貸損失引当金	9,330
(3) 機械及び装置	57,644	13 資産除去債務	62,375
(4) 車両運搬具	8,056	14 その他流動負債	13,302
(5) 工具器具及び備品	25,570	流動負債合計	4,023,902
(6) 土地	1,363,012	II 固定負債	
(7) リース資産	1,450,262	1 長期借入金	2,415,456
(8) 建設仮勘定	46,200	2 リース債務	408,438
有形固定資産合計	8,081,282	3 長期リース資産減損勘定	2,877
2 無形固定資産		4 退職給付引当金	213,450
(1) のれん	13,317	5 転貸損失引当金	12,903
(2) 借地権	95,013	6 役員株式給付引当金	12,330
(3) その他無形資産	74,183	7 資産除去債務	660,083
無形固定資産合計	182,514	8 その他固定負債	644,785
3 投資その他の資産		固定負債合計	4,370,325
(1) 投資有価証券	148,825	負債合計	8,394,227
(2) 出資	22	(純資産の部)	
(3) 敷金及び保証金	1,524,707	I 株主資本	
(4) 繰延税金資産	79,120	1 資本金	2,988,273
(5) その他投資	786,572	2 資本剰余金	
投資その他の資産合計	2,539,247	(1) 資本準備金	2,934,681
固定資産合計	10,803,044	(2) その他資本剰余金	149,335
		資本剰余金合計	3,084,016
資産合計	13,959,125	3 利益剰余金	
		(1) 利益準備金	62,800
		(2) その他利益剰余金	2,930,070
		別途積立金	△1,111,019
		繰越利益剰余金合計	1,881,850
		4 自己株式	△2,394,033
		株主資本合計	5,560,106
		II 評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	4,791
		評価・換算差額等合計	4,791
		純資産合計	5,564,897
		負債及び純資産合計	13,959,125

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 売上	9,366,706
II 売上原価	6,607,556
III 売上総利益	2,759,150
IV 販売費及び一般管理費	2,695,674
営業利益	63,476
V 営業外収益	
1 受取利息	11,213
2 受取配当金	2,800
3 固定資産賃貸料	432,728
4 その他	96,943
営業外費用	
1 支払利息	45,770
2 固定資産賃貸費用	405,142
3 シンジケートローン手数料	83,876
4 その他	7,906
経常利益	64,465
VI 特別利益	
1 固定資産売却益	461
2 取用補償金	30,508
3 賃貸不動産売却益	58,086
4 その他	18,591
特別損失	
1 固定資産廃棄損失	11,159
2 減損損失	215,072
3 その他	62,063
税引前当期純損失	116,181
法人税、住民税及び事業税	8,890
法人税等調整額	487,953
当期純損失	613,025

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月31日

株式会社 幸楽苑ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福 島 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 克子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社幸楽苑ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社幸楽苑ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月31日

株式会社 幸楽苑ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福 島 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 晶
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 克 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社幸楽苑ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月31日

株式会社 幸楽苑ホールディングス 監査役会

常勤監査役 熊谷直登 ㊟

社外監査役 飯塚幸子 ㊟

社外監査役 金武偉 ㊟

以上

株主総会参考書類

＜議案及び参考事項＞

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が2021年6月16日に施行されたことにより、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、場所の定めのない株主総会の開催に関する規定を新設するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定の新設及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定の新設を行い、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。なお、変更箇所は下線を付しております。

現行定款	変更案
<p>(招集) 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 <新設></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(招集) 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 <u>2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p><削除></p>

<p><新設></p>	<p>(電子提供措置等) <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p>附則1 <u>1. 変更後定款第11条第2項(招集)の新設は、当社による場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって効力を生じるものとする。</u> <u>2. 本附則は、効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p>
<p><新設></p>	<p>附則2 <u>1. 変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	に い だ のぼる 新井田 昇 (1973年8月2日生)	1997年4月 三菱商事株式会社入社 2003年7月 当社入社 2009年6月 当社総務部担当部長 2014年4月 当社執行役員海外事業部長 2014年6月 当社取締役海外事業部長 2015年6月 当社常務取締役海外事業本部長 2015年11月 当社常務取締役経営管理本部長 2016年12月 当社常務取締役経営管理本部長兼海外事業本部長 2017年6月 当社代表取締役副社長海外事業部長 2017年10月 当社代表取締役副社長海外事業室長 2018年4月 当社代表取締役副社長 2018年10月 当社代表取締役副社長新規事業部長 2018年11月 当社代表取締役社長（現任） <重要な兼職の状況> 株式会社幸楽苑代表取締役社長	57,400株
[取締役候補者とした理由] 代表取締役で社長である新井田昇氏は、入社以来、店舗運営、楽天(株)及びアリアケジャパン(株)へ出向、海外事業に携わり、2014年に取締役に就任、2018年11月に代表取締役社長に就任し、当社における豊富な業務経験と事業運営に関する幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	わた なべ ひで お 渡 辺 秀 夫 (1952年1月13日生)	1975年4月 株式会社東邦銀行入行 2005年6月 同行総務部長 2007年6月 東邦信用保証株式会社常務取締役 2011年5月 当社総務部長 2012年2月 当社執行役員総務部長 2012年6月 当社取締役総務部長 2015年4月 当社取締役内部監査室長 2018年6月 当社取締役経営企画部長兼人事総務部長 2018年10月 当社取締役人事総務担当 2019年6月 当社常務取締役内部監査室長 2019年7月 当社常務取締役財務経理部長 2019年12月 当社常務取締役 2020年7月 当社常務取締役内部監査室長 2021年6月 当社常務取締役 2021年9月 当社常務取締役内部監査室長（現任） <重要な兼職の状況> 株式会社幸楽苑取締役	2,000株
[取締役候補者とした理由] 渡辺秀夫氏は、金融機関での経験及び当社入社以来、総務業務に携わり、2012年に取締役に就任し、現在は常務取締役内部監査室長として当社における豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	おお うち まさ き 大 内 雅 樹 (1963年1月25日生)	1989年 4月 株式会社ビッグボーイジャパン (現ゼンショーホールディングスグループ) 入社 2005年 4月 同社営業部長 2006年 4月 同社事業部長 2011年 4月 同社人事総務部長 2012年 4月 同社管理本部長 2014年10月 株式会社ゼンショーホールディングスグループ人事本部 労政部長・ゼネラルマネージャー 2017年 9月 HIRホールディングス株式会社入社 2017年12月 同社取締役COO就任 2019年11月 当社入社 人事部長 (現任)	180株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>大内雅樹氏は、飲食業界での豊富な業務経験及び当社入社以来、人事業務に携わり、現在は人事部長として当社における豊富な業務経験と知見を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	<p style="text-align: center;">こがわら よしこ 小河原 佳子 (1972年12月17日生)</p>	<p>1996年10月 武蔵丘短期大学健康生活科健康・栄養専攻 非常勤助手</p> <p>1997年4月 武蔵丘短期大学健康生活科健康・栄養専攻 常勤助手</p> <p>2002年5月 医療法人社団鶴亀 新宿海上ビル診療所 非常勤管理栄養士</p> <p>2004年9月 武蔵丘短期大学健康生活科健康・栄養専攻 専任講師</p> <p>2013年4月 武蔵丘短期大学健康生活科健康・栄養専攻 准教授</p> <p>2018年4月 武蔵丘短期大学健康生活科健康・栄養専攻 教授（現任）</p> <p>2021年6月 当社社外取締役就任（現任）</p> <p><重要な兼職の状況> 武蔵丘短期大学健康生活科健康栄養専攻 教授</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 小河原佳子氏は、大学教授として栄養教育の研究や実習・演習、また食生活に関する食の安全・安心と食育に関する指導においては学内に留まらず、地方自治体との連携による地域住民の方々向けにも積極的に取り組まれています。 当社の事業そのものであります、美味しさと健康を追求する当社の経営姿勢に通じており、その専門性高い知見から当社経営に対しての助言・提案を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	別所 宏 恭 (1965年6月12日生)	1989年5月 レッドフォックス有限会社設立 1999年3月 レッドフォックス株式会社に組織変更 代表取締役就任 2018年12月 きれいな空気株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2022年3月 レッドフォックス株式会社退任 <重要な兼任の状況> きれいな空気株式会社代表取締役	0株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 別所宏恭氏は、コンピューターシステム開発会社を創業して33年間に亘り経営し、システムコンサルタントとしてDX化における業務分析と業務フロー改善、システム設計などの経験が豊富です。また著書「ネクストカンパニー」を通じて新しい時代の商品企画や販売改善の調査分析と講演活動を行われています。 変化の激しい市場環境において変革を続ける当社に通じており、且つ経営者としての幅広い知見をもとに当社経営に対して助言・提案を期待するものであります。			

- (注) 1. 新井田昇氏、渡辺秀夫氏、大内雅樹氏、小河原佳子氏及び別所宏恭氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 小河原佳子氏及び別所宏恭氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小河原佳子氏及び別所宏恭氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2にいう独立役員 の要件を満たしております。
4. 小河原佳子氏の当社社外取締役就任期間は本株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は現行定款第25条の規定に基づき取締役候補者小河原佳子氏の選任をご承認いただいた場合は、責任限定契約を継続させていただき予定であります。当該責任限定契約の概要は、会社法第423条第1項の責任において、取締役の職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担するものであります。
6. 当社は現行定款第25条の規定に基づき取締役候補者別所宏恭氏の選任をご承認いただいた場合は、責任限定契約を締結させていただき予定であります。当該責任限定契約の概要は、会社法第423条第1項の責任において、取締役の職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担するものであります。
7. 当社は取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

	氏名	属性	当社が期待する知見・経験				
			企業経営 事業運営	営業 マーケティング	財務 会計	法務 コンプライ アンス	人事 労務
取締役	新井田 昇		●	●	●	●	●
	渡辺 秀夫		●	●	●	●	●
	大内 雅樹			●		●	●
	小河原 佳子	社外・独立		●			
	別所 宏恭	社外・独立	●	●	●	●	●
監査役	熊谷 直登		●	●			●
	飯塚 幸子	社外・独立	●		●	●	
	金 武 偉	社外・独立	●		●	●	

- (注) 1. 「社外」：会社法第2条第15号又は第16号に定める役員
2. 「独立」：東京証券取引所届出独立役員
3. 各役員が有するすべての知見を表すものではありません。

第3号議案 取締役（社外取締役を含む。）に対するストック・オプションとしての報酬額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月15日開催の第37期定時株主総会において年額216,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と、また、2019年6月21日開催の第49期定時株主総会において、当該報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式交付信託制度に基づく株式報酬として株式を交付するために必要な取得資金として、3事業年度ごとに500百万円を上限とすることをご承認いただいております。

このたび当社では、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、また、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、会社法第361条の規定に基づき、これらの報酬枠とは別枠として、当社取締役（社外取締役を含む。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額18百万円以内（うち社外取締役は年額2百万円以内）とする（ただし、3年分累計54百万円以内（うち社外取締役は累計6百万円以内）を一括して支給できるものとする。）とともに、ストック・オプションの内容について、下記のとおりとすることについて、併せてご承認をお願いするものであります。

上記のストック・オプションの目的に加え、新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容は、当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して定めており、また、ストック・オプションの権利行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は低く、希薄化率は軽微であることから、取締役の報酬等の内容は相当であると考えております。

また、当社は、2022年6月3日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。

なお、当社の現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案（取締役5名選任の件）が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

本議案をご承認いただいた場合、当社従業員に対しても本議案に定める内容と同様の新株予約権を付与する予定です。

新株予約権の上限及びその内容は下記のとおりです。

記

1. 新株予約権の数

各事業年度に発行する新株予約権の上限は600個（うち社外取締役は67個）とする。ただし、3年分累計の場合の上限は1,800個（うち社外取締役は200個）とする。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に、各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.01を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

5. 行使価額の調整

割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

6. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権に係る付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後5年を経過する日までの期間とする。ただし、行使期間の初日又は最終日が当社の休業日に当たる場合は、その翌営業日が行使期間の初日となり、その前営業日が行使期間の最終日となるものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役若しくは監査役が任期満了により退任した場合、又は執行役員若しくは従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を相続することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

9. 新株予約権の取得条項

- ① 当社は、新株予約権者が上記8による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、取締役会の決議において定める。

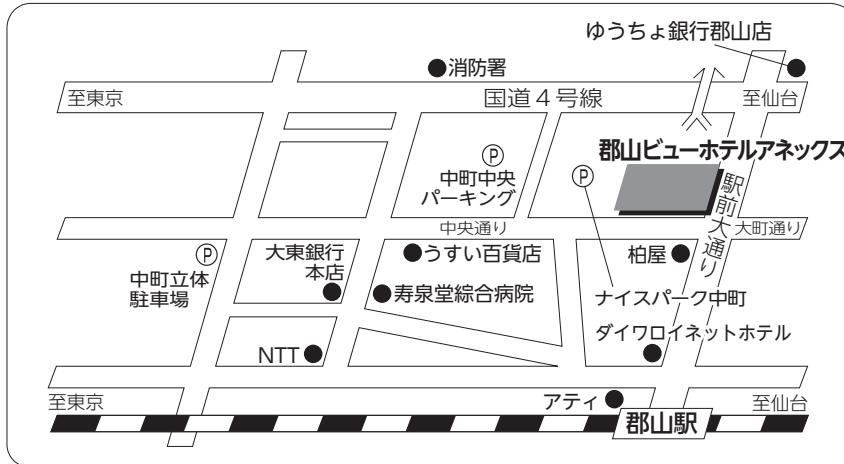
以 上

株主総会会場ご案内図

福島県郡山市中町10番10号

郡山ビューホテルアネックス 4階

電話 (024) 939-1111



JR郡山駅より徒歩5分